



とうほくふるさと情報

H26年10月版①

～東京司法書士会でピックアップした東北関連の情報をお届けします～

どーなってるの？損害賠償！



原発ADR和解仲介事例etc.

東京電力に対する直接請求が困難なケースでも、原発ADRにおいて請求が認められるケースもあります。例えば以下のような和解仲介事例が、発表されています。

1. 高校卒業までの継続避難が認められ、避難慰謝料が賠償された事例。

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人らについて、子が避難先で高校に入学したことから、子が高校を卒業するまで子及び母親に避難継続の必要性を認め、平成26年3月までの避難慰謝料が賠償された。（平成26年1月15日成立事例より）

2. 帰還の際に支出した家財買替費用、家屋補修・清掃費用及び除染費用が賠償された事例。

旧緊急時避難準備区域（広野町）から避難し、平成25年8月に帰還した申立人につき、長期間の不在により、家財等にカビが発生するなどしていたため、帰還の際に支出した家財買替費用、家屋補修・清掃費用及び除染費用が賠償された。（平成26年2月17日成立事例より）

3. 自主的避難等対象区域間の避難が認められ、避難費用等が賠償された事例。

自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人らについて、自宅付近に比べて放射線量が著しく低い同一市内の地域への転居を避難と認めて、避難費用等が賠償された。（平成26年1月17日成立事例より）



岩手

東日本大震災で被災した国民健康保険(国保)加入者を対象とした医療費窓口負担の免除措置について、岩手県は3日、来年12月末まで1年間延長すると発表した。被災3県の免除措置は、昨年3月末で打ち切った宮城県がことし4月、対象者を限定して再開した。福島県は福島第1原発事故の避難区域などで継続している。
(河北新報2014/10/4より抜粋)



宮城

名取土地改良区は2日、東日本大震災の津波で被災した名取川地区排水機場ポンプの本格供用開始を祝う運転式を行った。管内の国営排水機場が全て復旧し、沿岸農業の全面再開に向けた環境整備が大きく前進した。同改良区管内では、約3600ヘクタールの農地のうち約2900ヘクタールが津波で浸水。現時点で全体の95パーセントまで農地が復旧し、80パーセントで耕作を再開している。
(河北新報2014/10/3より抜粋)

福島

東日本大震災の津波被災地域に設ける防災緑地について、県は県事業の全10地区を平成29年度までに完成させる。6日までに整備見通しをまとめた。これまでは土地確保のめどが立たないため、完成時期を示せなかった。津波の減災効果が期待でき、安全な生活環境を求める津波被災者らの帰還や生活再建などを後押ししそうだ。実現のためには復興需要などに伴う資材不足や作業員不足などへの対応が必要となる。
(福島民報2014/10/7より抜粋)

面談による相談 (予約制)

●東京司法書士会総合相談センター(四谷・金曜 17時~20時)

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時~12時、午後1時~5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3(JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分)

●三多摩総合相談センター(立川)

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時~午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル 202-A

(JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分)

電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時~午後4時 (受付は午後3時45分をもって終了いたします)

※通話料はご相談者様の自己負担となります。